毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
11月13日
（金曜日）

目　次

○規則
宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（住宅課）……一
○告示
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）……一
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）……一
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定（厚政課）……二
保安林予定森林（美祢市）（森林整備課）……二
指定施業要件の変更予定保安林（山口市）（森林整備課）……三
○公告
公募型プロポーザル方式に係る手続の開始（管財課）……三
契約の締結（税務課）……四

規則

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十一月十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第七十六号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年山口県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2　知事が電子情報処理組織（デジタル大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、前項の規定により添付すべき登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができるときは、当該証明書の添付を要しない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

山口県告示第四百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和八年十一月十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

名称	医療機関所在地	廃止年月日
愛歯科診療所	周南市政所一丁目一三番一一号	令和八、八、三一
じふく薬局	山口市阿東地福上一八五四	〃　〃
ひかり薬局　萩駅前店	萩市大字椿三五三七の九	〃　〃
エビス薬局	防府市大字大崎四五五の一	〃　〃

山口県告示第四百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年十一月十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

名称	医療機関所在地	指定年月日

おかむら内科ハートクリニック	宇部市大字西岐波二六八四の五	令和八、一〇、一	
あきやま内科・糖尿病クリニック	山口市大内中央一丁目二一番六号	〃	〃
りんご薬局	宇部市大字西岐波二六八四の三	〃	〃
もみじ薬局大内店	山口市大内中央一丁目二一番七号	〃	〃
ひかり薬局萩駅前店	萩市大字椿三五三七の九	〃 九、	〃
成和薬局由宇店	岩国市由宇町中央二丁目七番二〇号	〃 一〇、	〃

指定訪問看護事業者等		
名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
合同会社Ａｌｍａ Ｌｉｎｋ	宇部市床波四丁目八番一五号	令和八、九、一
合同会社ラフメイカー	宇部市大字東岐波七五の三	〃 〃

訪問看護ステーション等		
名称	所在地	指定年月日
こころのかけはし訪問看護ステーション	宇部市大字東岐波三三〇九	令和八、九、一
訪問看護ステーションＬｉｍｂｓ	山口市下小鯖三七六六の一	〃 〃

山口県告示第四百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年十一月十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

介護予防事業者		介護予防事業所		
氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目六番	ニチイケアセンター防府	防府市敷山町一四番一号	介護予防小規模多機能型居宅介護	令和八、八、一

山口県告示第四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和八年十一月十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　保安林予定森林の所在場所

美祢市秋芳町青景字横田一五四九、一五五二、一五五三、一〇五八〇、字大迫一六〇四、一六〇五の一、一六一四の八、一六一五、一六一六、一六一八、一六二一の一、一六二五から一六二九まで、一六三一、一六三三、一六三五、一六三六、一一五〇五の二、字越垰一六五七、一六五八、一六六〇、一六六一の一、一六六三、一六六八から一六七〇まで、一六七三、一六七四、一六七五の一、一六七五の二、一六七六、一六七七、一〇五六三、一〇五六四の一、一〇五六六、一〇七〇〇の二、一〇七〇〇の八、一〇七〇〇の一三、一〇七〇〇の一六、一一五〇三、一一五〇四、字山田一六七八、一六七九、字水ノ上一八四九、字木崎一〇五〇〇の二、一〇五〇〇の一五、一〇五〇〇の七一から一〇五〇〇の七六まで、字笹尾一〇五三二、一〇五三七、一〇五三八、字下ノ浴一〇五三九の一、一〇五三九の二、一〇五四三、字宮ノ浴一〇五四四、一〇五四七、一〇五四八、字宮ノ上一〇五五〇、一〇五五五、字穴口一〇五五四の一、一〇五五四の三、一〇五五四の四、一〇五五四の六、一〇五五四の八、一〇五五四の九、一〇五五四の一三、字小丸山一〇五五八から一〇五六〇まで、字西河内一〇五六九、一〇五七二、字熊ノ峰一〇五七〇の三から一〇五七〇の六まで、一〇五七〇の九、一〇五七〇の一一、一〇五七〇の一二、一〇五七〇の二二、一〇五七〇の二三、一〇五七〇の二七から一〇五七〇の三二まで、一〇五七〇の四六、一〇五七〇の四九、字熊の峰一一三〇二の九、一一三〇二の一〇、秋芳町嘉万字宮地一一二八〇の一、一一二八〇の二一

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

令和八年十一月十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市阿東徳佐下字石道原一〇八四三の二、一〇八四四の一、一〇八四五、一〇八四六（次の図に示す部分に限る。）、一〇八四七、阿東篠目字十門一一〇九八の一（次の図に示す部分に限る。）、一一〇九八の一〇

二　保安林として指定された目的

水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）



（二一三）公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和八年十一月十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　業務の概要

㈠　業務名

周南警察署建替整備設計業務

㈡　業務内容

基本設計及び実施設計

㈢　契約期間

契約締結の日の翌日から約二十七箇月間

二　参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

㈠　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

㈡　政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

㈢　この手続の開始の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

㈣　建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号）の二の㈢の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築関係建設コンサルタント業務のＡ等級であること。

㈤　出資比率が三十五パーセント以上であること。

㈥　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

㈦　この手続において、共同企業体の構成員として重複していないこと。

三　手続等

㈠　応募要項の配布

令和八年十一月十三日から令和九年二月十五日まで、山口県総務部管財課のホームページの「周南警察署建替整備設計業務公募型プロポーザルの実施について」に

掲載することにより行う。

(二) 参加表明書の提出方法、提出先及び受領期限

1 提出方法

持参し、又は山口県総務部管財課へ事前に連絡のうえ、郵送すること。

2 提出先

山口県総務部管財課

3 受領期限

令和八年十二月二日午後四時

(三) 技術提案書及び参加資格審査書の提出方法、提出先及び受領期限

1 提出方法

持参し、又は山口県総務部管財課へ事前に連絡のうえ、郵送すること。

2 提出先

山口県総務部管財課

3 受領期限

令和九年二月十五日午後四時

(四) 審査

審査は、次の審査委員により、最も優れた企画提案書を提出した者の特定を令和九年二月下旬に行う。

森重　信博
中川　昌夫
岡田　佳之
寺田　康洋
田村　昭広
金子　信吾

四 その他

(一) 契約担当者

山口県知事　村岡　嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書作成の要否

要

(四) 参加表明書の提出期限において二の(四)の要件を満たしていない者にあっては、提案書の提出時までにこれを満たすことをもって足りる。

(五) 詳細については、山口県総務部管財課（電話〇八三―九三三―二二一六）に問い合わせること。

五 Summary

(1) Subject matter of the contract: Design Services for the Reconstruction of Shunan Police Station

(2) Deadline for the submission of participation declaration: 4:00 P.M. December 2, 2026

(3) Deadline for the submission of proposal: 4:00 P.M. February 15, 2027

(4) Contact point for documentation relating to proposal: Property Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-2216)

(二一四) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和八年十一月十三日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

周南県税事務所　周南市毛利町二丁目三八番地

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量

電気　二百二万二千五百五十二キロワット時

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和八年九月十七日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社イーセル　広島市中区橋本町九番七号

六 落札金額（予定使用電力量の対価に相当する金額）

四千九百二十一万九千百七十六円

七 入札公告日

令和八年八月四日

八 その他

(一) 契約担当者

周南県税事務所長　西野　知子

(二)　調達方法
　　購入
(三)　落札方式
　　最低価格

令和八年十一月十三日印刷
令和八年十一月十三日発行

発行所
山口県庁

発行人
山口県知事